



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】テレワーク（新）ガイドライン

コロナ禍の労務管理も1年半となり、在宅勤務やテレワークの就労が長期化しています。オフィス外での労働は、想定外の問題を惹起しています。

これを受けて、厚生労働省は令和3年3月に新しいテレワークガイドラインを公表しました。

新ガイドラインのポイント

労働時間に加えて労務管理や安全衛生の指針が追加されました

労務管理

- 人事評価** テレワーク勤務者とオフィスワーク勤務者の評価は公平に行いましょう
- 費用負担** テレワークに必要な費用負担について就業規則に規定しておきましょう
- 公平待遇** 非正規労働者をテレワークの対象から除外しないようにしましょう

労働時間

- 勤務時間** パソコンの使用時間等をもとに、勤務時間を客観的に管理しましょう
- 中抜時間** 中抜時間を認める場合の報告方法をルール化しましょう
- 残業削減** メールの利用時間やシステムのアクセス時間の制限を検討しましょう

安全衛生

- メンタルヘルス** 安全衛生確保のためのチェックリスト【事業者用】を活用しましょう※1
- 作業環境** 作業環境確認のためのチェックリスト【労働者用】を活用しましょう※2
- 労災保険** テレワーク勤務中の災害も労災保険給付の対象になります

※1・2 正式名称は、それぞれ「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」、「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」とあります

！ここがポイント

● 費用負担と中抜け時間

新ガイドラインでポイントになりそうなのが**費用負担**と**中抜け時間**の取り扱いです。

いずれも法令上、明確な決まりがあるわけではないため、労使間で柔軟な制度設計が可能です。

ただし、労働者に費用負担を求める場合や中抜け時間を労働時間から除く場合には、就業規則等で明記しておくことが必要です。

テレワークが実態的に先行している会社は規則を再確認してみましょう。

労務Room Q & A

Q

2つの「チェックリスト」の活用方法を教えてください。

A

【事業者用】は、とくに安全衛生管理の項目が充実しています。安全衛生法で定める事業規模は、テレワーク勤務者も含めて判断されます。

【労働者用】は、自宅等の作業環境で誘発されがちな労災事故やメンタルヘルス対策を重視しています。プライバシーやセキュリティの配慮も怠りなくテレワークを実施しましょう。

【知るも、知らぬも】 今月のトピックス

ガイドラインに惑わされて

かつて、行政機関が法令解釈の判断基準を示すときには、「通達」や「指針」、「大臣基準」として発表されることが常でした。

近年は「ガイドライン」というかたちで公表されるケースが目立ちます。働き方改革に絡む分野は、すべてガイドラインといっても過言ではありません。「同一労働同一賃金ガイドライン」「兼業・副業の促進に関するガイドライン」「テレワークガイドライン」…。

ガイドラインは本来、政策等の行動規範を表したものです。ガイドラインと謳っていても、実は通達だったり指針だったりするものもあります。

国会の議決や閣議決定を要する法律や政令とは異なり、ガイドラインそのものに強制力があるわけではありませんが「行政は、こう判断する」という見解を示すものである以上、軽視もできません。

「強制力がない」と書きましたが、やっかいなことに他の法令上のルールを横断的に掲載しているガイドラインもあつたりします。

ガイドラインが多用される背景には、単一の法律では解決できないほど労務問題が複雑になっており、かつ、機動的な対応が行政に求められているためと感じます。

いっそ「ガイドラインを深く理解するためのガイドライン」も公表して欲しいものです。



【魚くん探知記】 今月の一尾

鰈 : カレイ

目の向きから「左ヒラメに右カレイ」と見分けます。漢字の語源は、いうまでもなくその形状が葉のようなところからきています。

煮つけや唐揚げ、ムニエルといった料理に合うように低脂肪にして高タンパク。加齢でカロリーが気になる自分にはありがたい魚です。

「夏座敷と鰈は縁側が良い」という残暑に旬を迎える魚ならではのこともわさもあります。

鰈のえんがわにはコラーゲンが多く含まれており、肌に潤いを与え、保湿効果をもたらす華麗なる魚でもあります。



【一劇必撮】 今月の一枚



レッサーパンダ（千葉市動物公園）

発行

みくら社会保険労務士事務所

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

Mail : mikura@mikura-sr.com

個人情報の保護に敏感です



S R P II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者

セキュリティ対策自己宣言